

## 売買取引及び決済の方法

(売買取引の方法)

第20条 卸売市場における卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によるものとする。

(取扱品目) 切花花木類全般、鉢物花野菜苗全般及び資材、種苗  
(生鮮食料品の引渡しの方法) 市場内外での引渡し

(仕切及び送金)

第32条 卸売業者は受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした日から翌日までに売買仕

切書を送付するとともに、売買仕切金(消費税額を含む。以下同じ。)を送付しなければならない。  
ただし、特約のある場合は、この限りでない。

2. 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格(消費税額を除く。)消費税額及び数量を正確に記載しなければならない。

3. 第1項の売買仕切金の送付は、送金又は現金により行うものとする。

(委託手数料の率)

第33条 この市場において卸売業者が委託者から收受する委託手数料は、卸売金額(卸売をした物品の卸売

価格)ごとに当該卸売をした物品の数量を乗じて得た額の合計額)から消費税及び地方消費税額に相当する額を除いた額に、100分の10の定率を乗じ、その額に消費税に相当する金額を上乗せした額。

(出荷奨励金の交付)

第34条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため、出荷者に対して1000

分の15以内において出荷奨励金を交付することができる。

2. 前項の出荷奨励金の交付が次の各号のいずれかに該当するものであつてはならない。

(1) 当該出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全な運営を害するおそれがあるとき

(2) 当該出荷奨励金の交付が、卸売業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあるとき

(買受代金の即時支払義務)

第35条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日から7日までに(卸売業者があらか

じめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその消費税に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。

2. 前項の特約は、次の各号のいずれかに該当するものであつてはならない。

(1) 当該特約が、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱となるものであるとき

(2) 当該特約により、卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業者の適性かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき

3. 第1項の買い受けた物品の代金の送付は、送金又は現金により行うものとする。

(完納奨励金の交付)

第36条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、当該卸売金額に交付率1000分の10

以内において買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

2. 前項の完納奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものであつてはならない。

(1) 当該完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適性かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき

(2) 当該完納奨励金の交付が卸売業者間において、過度の競争による弊害が生じるおそれがあるとき

(決済の方法)

第37条 市場における売買取引の決済は、第32条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者

間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。